

2007年12月26日

佐賀県知事
古川 康 様

連合佐賀
会長 武重 信一郎

要 請 書

(2008年度県予算編成に向けた連合佐賀・政策制度重点要求書)

貴職におかれましては、県民生活向上と県政発展のため日夜ご尽力されておられますことに深く敬意を表します。また、平素は当連合会の諸活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る9月11日に提出しました「連合佐賀2008年度政策制度要求書」に対しましては、各項目にわたりご回答いただくとともに、11月26日には関係部局長との交渉の場を設定していただき、感謝申し上げます。

このたび連合佐賀としては、要求書に対する県回答ならびに関係部局長との交渉等を踏まえながら組織内にて検討を重ね、雇用労働対策をはじめ9分野32項目にわたる重点要求書を取りまとめました。

日本経済は2002年初頭を底に景気回復過程に入り、いくつかの踊り場を経ながらも景気回復は持続し、いざなぎ景気を上回る状況にあると言われています。しかし、戦後最長の景気回復と叫ばれているにもかかわらず、私たち勤労者にとっては未だその実感は薄く、地方においては依然厳しい雇用・労働情勢が続いています。それどころか、「格差の拡大」と「二極化」に歯止めがかからない状況にあります。さらに、国は「三位一体」改革で、地方交付税削減を先行させ、税源移譲は不透明な状況のままです。

佐賀県におかれましては、この間の地方交付税の大幅な削減等によって、厳しい財政状況下での行財政運営を余儀なくされていくことは存じますが、勤労県民にとって安全で快適な暮らしと豊かな環境が保障され、住みやすい県となるよう、古川知事の「マニフェスト」さらには「佐賀県総合計画2007」に基づきながら、県政運営に邁進されますようお願いするところです。

連合佐賀は、県内勤労者の先頭に立って、「労働を中心とした福祉型社会」の実現をめざして、これからも各種の取り組みを進めていく所存です。貴職における、今後とものご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

なお、本要求につきましては、後日、来年度予算への反映報告(予算措置状況報告)を賜りますよう、お願い申し上げます。

2008 年度県予算編成に向けた連合佐賀・政策制度重点要求項目

1．雇用労働政策

- (1) 県は「総合計画 2007」で、今後 4 年間で誘致企業による 3,600 人の新規雇用をめざすとしている。目標達成に向けて、雇用のミスマッチの改善を図り、企業における正規雇用拡大の支援策として、正社員への転換などに対する助成制度を設けること。
- (2) 佐賀県における年間総実労働時間は 1,922 時間と、全国平均の 1,842 時間と比較して 80 時間以上も多い。ワークライフバランスの推進に向けて、佐賀県が掲げる数値目標の「平成 22 年までに 1,860 時間」の設定達成へ、所定労働時間の縮減、休暇取得の促進など、各企業・事業所への行政指導を強化すること。
- (3) 連合が実施している「何でも労働相談ダイヤル」では、不払い残業に対する相談が後を絶たない。不払い残業は長時間労働を招き、過労死の温床にもなりかねない。佐賀労働局との連携強化を図り、労働法の周知・徹底、監督の強化を通じて労働基準法違反を一掃し、労働諸条件の確立を促進すること。
- (4) 「高齢者雇用安定法」が改正され、65 歳までの雇用確保が義務付けられた。しかし、各企業においては、未だに労働協約や就業規則が整備されていない。県が把握している範囲で、65 歳までの定年の引き上げを決めた企業・事業所数、継続雇用制度の導入を決定した事業所数を明らかにすること。
- (5) 厚生労働省の集計によると、過労が原因でうつ病などの精神障害になって自殺したとして労災認定された人は、前年度比で約 6 割増の 66 人と、過去最高となっている。企業に対するメンタルヘルスの充実強化を促すとともに、行政としての相談窓口の拡充にも努めること。

2．福祉・社会保障政策の充実

- (1) 「生活保護制度の抜本見直し」に伴い、基準や運営の引き下げが具体化されようとしている。生活保護基準以下の生活者のうちの保護受給者の割合(捕捉率)を速やかに把握すること。また、画一的な「自立支援」ではなく、きめ細かな対応が図られるよう、福祉事務所の機能強化とケースワーカーの一層の充実を図り、生活保護の相談件数に対する保護開始率の改善を図ること。
- (2) コムスの不正問題では、佐賀県下においても指定居宅介護事業所 12 ケ所のうち、11 ケ所で人員配置などで不正が明らかになっている。事業所に対する改善勧告や行政指導の結果はどうなっているのか。また、介護労働者の離職率を 20%以下の水準に抑えるよう、介護事業者に対して具体的な指導と働きかけを行っていくこと。
- (3) 県が医療機関を対象にした DV に関する調査を行った結果、県内の医療機関の約 8 割が、DV の相談機関を把握していないなど、被害者を見る側の知

識が不十分との結果がでている。被害を早期に発見し、支援する体制づくりを確立すること。

- (4) 障害者自立支援法の抜本的改正を求める声や、施設を退所しても受け皿が不十分等の不安が増大している。利用者負担等の実態を把握し、問題点と課題を明らかにすること。また、低所得者に対する負担軽減制度が有効に機能するよう、サービス利用者への周知徹底や相談窓口業務を充実すること。
- (5) 療養病床の再編で、2011年度末をもって介護療養型医療施設は廃止されることとなった。このことから、療養病床を出され施設にも入れない、「介護難民」が発生するとの指摘がある。「地域包括ケア体制整備計画」を策定し、医療療養病床を極力削減しないよう、円滑な病床転換の推進をはかること。

3. 教育の充実

- (1) 義務教育は、教育の機会均等という精神からも無償であるべき。現在は義務教育費の国庫負担の割合が1/3となり、減額分は交付税として一般財源化されている。一般財源化では、自治体の財政状況によっては教育費として使途されない懸念もある。最低でも国庫負担の割合を1/2に還元するよう、国に働きかけていくこと。
- (2) 少人数学級の普及拡大を図るよう、各市町教育委員会に指導・援助を行うこと。また、ITか少人数学級にするかの判断は、最終的には市町教育委員会の判断だが、より教育効果をあげるためにも、学校(教職員)の意向を尊重すること。
- (3) 文部科学省は、学校給食の主な目的を従来の「栄養改善」から、食の大切さや文化・栄養のバランスなどを学ぶ「食育」に転換する方針を決定した。このことから、学校給食については、栄養教員や調理員の働く姿、調理場から漂う給食の匂いを感じる事が出来、食の安全がより保障される直営で自校方式による「食教育」の充実を図ること。

4. 男女平等・人権政策の積極的展開

- (1) 県総合計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、男性の家事参加の促進をはかることとして、平成13年の27分を平成22年には47分とすると数値目標を設定している。具体的な啓発や事業所に対する働きかけは、どのように進めていくのか。
- (2) 妊娠・出産等を理由とした不利益な取り扱いがあったり、女性は総合職や営業職につけないといった実態が未だにある。各企業に対してポジティブアクションをすすめていくよう、労働局とも連携してさらに普及・啓発を強化すること。
- (3) 佐賀労働局の調査では、セクハラ相談が前年の3倍の26件となり、事業所への指導件数も50件近くに倍増している。企業名を公表するなど、事業所に対する指導・啓発を強化すること。また、県内全自治体に「女性対策室」を設け、セクハラや職場環境改善を進めるための、働く女性に関する相談窓口

の充実を図ること。

5．地域の活性化対策

- (1) 県が、全国に先がけて導入した「トライアル発注事業」について、佐賀県が誇る伝統工芸など、制度の周知を各関連企業に一層働きかけること。また、全国展開している「全国ネットワーク」の販路開拓に向けて、県としての支援策の強化を図ること。
- (2) 中小地場企業などに対する単価の過度の引き下げについて、適正な請負価格を業界団体を通じて指導・監督するとともに、安さを追求する価格競争入札から、公共サービスの質の向上や自治体政策実現に資する入札に向け、公正労働、雇用継続、しょうがい者雇用、男女平等参画、環境、福祉、人権等を総合評価する公契約基本条例の策定を検討すること。
- (3) 消費者対策の強化として、悪質な勧誘・不適正な契約などによる消費者被害のトラブル防止策や摘発を強めること。消費者センターに寄せられた相談件数は、4年連続で1万件を超えている。特に多重債務の相談件数は2000件を超えている。相談窓口の整備・強化に向けて、人的・財政的措置をさらに講じ、設置された「佐賀県多重債務者対策行動計画」に基づく諸施策の進捗状況のフォローアップを行うこと。
- (4) 「市街地再生指針」では、コンパクトシティへの方向転換を打ち出している。中心市街地で閉鎖店舗が並ぶ「シャッター通り」化が一層深刻になっている。一方では、市町村合併に伴う周辺部への支援を打ち出しており、その施策との整合性をどうはかっていくのか明らかにすること。

6．地方分権の推進・行財政政策

- (1) 地方の疲弊は、三位一体改革を始めとする国の財政構造改革の一環として、地方交付税が一方的かつ大幅に削減され、構造的に財源不足の状態に陥ったことが最大の原因。国に対して、地方交付税制度の趣旨を踏まえた交付税の財政調整と財源保障の機能を堅持し、自治体間の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保できるよう働きかけること。
- (2) 地方交付税の減少が続く中で、県は新たな「行財政改革緊急プログラム」を正式発表した。新たな緊急プログラムは、業務の聖域なき見直し、職員数の削減、事業の選択と集中の3本柱となっており、一方的に職員給与の4%カットなどを盛り込んだものとなっている。職員給与は人勤制度の根幹に関わる問題であり、一方的な賃金削減は公務員給与決定の原則に反する。また、公務員給与の削減は、県内民間労働者の賃金抑制につながるものである。一時的な給与カットで財政再建はできない。まさに財政難を人件費にすり替えるものであり、提案の見直しと撤回を求める。
- (3) 県立病院好生館の移転新築をめぐって、病院の運営形態まで検討がおよんでおり、「地方独立行政法人」とする等の方針が示されている。県内には県立病院は1箇所しかない総合病院であり、建設費に300億円もの県費を投入

するからには、まずは県立県営での運営形態を検討すべきではないか。仮に経営的に自由度を高めそのメリットを追求するということなら、公営企業法の全部適用を考えるべきではないか。

7. 環境・エネルギー政策の充実

- (1) 地球温暖化防止の推進に向けて、新エネルギー先進県として取り組む、燃料電池等の新エネルギー分野における研究開発や、世界最先端の次世代エネルギー研究として注目されている海洋エネルギー研究等に対する研究支援策の強化を図ること。また、太陽熱発電の設置やクリーンエネルギー自動車の導入促進を図ること。
- (2) ごみの減量化を推進するため、身近な生活の中で誰もが実践できる「買い物時にはレジ袋を自粛し、買い物袋を持参する」という「マイ・バッグ・キャンペーン」を10月期に限定せず、年間を通しての運動として取り組むこと。
- (3) 新潟県中越沖地震では、耐震設計の基準値である273ガルの2倍をはるかに上回る680ガルを検知したと言われている。電力各社の報告では、全国すべての原子力発電所で、基準値振動を上回っていることがわかった。玄海原発の耐震設計については、県民の不安を取り除くためにも、耐震設計の基準見直しを図るとともに、安全確保と情報公開を徹底すること。

8. 交通・住宅政策

- (1) 公共交通機関としてのバス事業は、高齢者や学生などの交通弱者にとって、重要な役割を果たしている。県の財政運営が厳しいことはわかるが、市民生活に必要な不可欠な交通路線の維持に必要な助成措置を講ずること。
- (2) 県内の県営住宅の多くはエレベーターがなく、高齢の入居者から設置を求める声が高まっている。高齢社会を迎えて切実な課題となっている。県として財政的措置を行い、改装工事を効率的に進めていくこと。
- (3) 住宅用火災警報器の設置については、既存住宅を含めたすべての住宅で義務付けられたこと等について、県民全体へ周知・徹底を図ること。また、義務化に便乗して、火災警報器を高く売りつける悪徳商法も発生している。県は正しい情報が県民全体に浸透するよう、より広報活動を強化すること。
- (4) 県内での公立小中学校の「耐震診断実施率」は66.1%と、全国平均の89.4%を大きく下回って全国45位となっている。学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす場であり、災害時の地域住民の避難場所でもある。耐震診断の完全実施と、早急な耐震改修の指導を徹底すること。

9. 食料・農林水産政策

- (1) 「さが“食と農”絆づくりプロジェクト」の一環として取り組んでいる都市農村交流活動について、農山村に滞在して自然や人との交流を楽しむグリーンツーリズムを軸に、「田舎暮らし体験」として、魅力あるグリーンツーリズムの創出や農業と観光との連携などについて、検討を進めてほしい。

(2) 「食育ネットワーク」の推進に向けて、中でも保育所、幼稚園、学校での推進体制の強化が求められる。成長期にある子供たちの食育教育は、食習慣の形成に大きな影響を及ぼす。計画にもあるように各学校や園に食育推進担当者を置き、指導計画の遂行と各家庭への啓発も併せてすすめていくこと。